

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 2月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去機器冷却海水系(B)破裂板(ラプチャーディスク)交換作業において、配管内面のライニングが剥離しているのが認められたため、対応を検討。なお、当該配管不具合箇所及び破裂板については、熱交換器の下流側にあることから、原子炉の冷温停止維持に支障を及ぼすおそれは無い。	G III	3月6日 公表済み 区分を「その他」か ら「III」に変更

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	欠番			区分を「その他」 から「III」に変更
2	1号機	純水補給水系流量積算計点検に伴う水抜き操作において、非放射性ドレン移送系ファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃。	G III	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)系統隔離時、燃料油供給配管ストレナ出口圧力計元弁において、弁の開固着が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
4	3号機	熱交換器建屋北側水密扉開放操作において、自主管理札未使用による水密扉開放が認められたため、対応策を検討。	G II	H25.3.5再審議に より表現を適正 化
5	3号機	換気空調系タービン建屋排気フィルタ(B)室の扉上部において、空気の流出が認められたため、当該扉を点検・修理。	G III	
6	4号機	残留熱除去機器冷却海水系(A)熱交換器出口元弁動作確認において、弁全開動作後に弁の開閉表示が緑ランプと赤ランプが両点灯し過負荷警報が発生する事象が認められたため、当該弁駆動部及び位置検出スイッチを点検・修理。	G III	
7	4号機	非常用ディーゼル発電設備(A)清水膨張タンク補給水弁の開閉試験において、弁の開閉表示の緑ランプと赤ランプの両点灯が認められたため、当該弁の位置検出スイッチを点検・調整。	G III	
8	1・2号廃棄物 処理設備	廃棄物処理建屋4階ランドリー空調機室給気加熱・冷却コイル出口母管付近からの微小の水(汚染なし)の漏えい(H25.2.26不適合管理委員会で審議済み)について、詳細に確認したところ、給気加熱・冷却コイル1面(6面中)の凝縮水母管と銅チューブの接合箇所亀裂があることが認められたため、当該箇所を補修。	G III	